

日本データベース学会電子広報編集委員会規定

2013年2月12日制定

(目的)

1. 日本データベース学会（以下、本学会という）電子広報編集委員会（以下、本委員会という）は、本学会に関連する電子広報業務の円滑な運営を行うために必要な課題解決および定期的な電子広報業務の遂行を持って、本学会の会員に寄与することを目的とする。

(組織・構成)

2. 本委員会の構成は次の通りとする。
委員長：理事会が指名
幹事会：委員長、広報・会員担当副会長、会誌担当理事、および委員長が必要と認めた学会会員
委員： 幹事会が必要と認めた学会会員

(職務)

3. 委員長は必要に応じて幹事会、または、委員会を開催し、審議内容、企画案等を理事会に報告、上申する。

(経費)

4. 本委員会の経費は、本学会の経費として計上する。

(付則)

5. 本規定は、理事会決議の日から発効する。
6. 本規定の改廃は、理事会の決議により行う。

以上